

自治研究月報

かながわ

1980
12

No. 37 特集 革新県政を推進するための政策提起(その1)



神奈川県地方自治研究センター

県政策研究会の 公開シンポ終る

(80. 12. 6)

横浜シルクホテルで12月6日開かれた公開シンポジウム「革新県政をすすめるために発言するつどい」は、横浜国大の緒形昭義氏の司会で始められた。

冒頭主催者を代表して横山桂次中央大学教授の挨拶があり、シンポジウム開催の主旨について提起があった。

その後、記念講演として、元武藏野市長後藤喜八郎氏による「80年代における革新運動と地域政策」の講演が行われた。後藤氏は、武藏野における市民参加を徹底して推進してきた経験を中心に、革新の地域政策の柱は具体的な市民参加の推進以外にはないことを強調された。歯に衣をきせずユーモアをまじえた氏の講演に、笑いの中にも熱のこもった称賛の拍手が寄せられた。

続いて、4分科会に分れて政策研究をすすめてきたそれぞれの内容の問題提起をうけた。

まず、文化社会連帯分科会から「市民のための自由な学習ネットワーク形成にむけて」の報告があった。社会教育の現状の問題点を指摘し、生涯学習の主体を市民にすえた地域学習体系づくりをすすめるための具体的な政策提言である。

次に、婦人問題分科会から「80年代の課題」として、婦人問題のかかえている現状を報告された。そして、労働行政、福祉、生涯教育における差別をなくし、自民党の家庭基盤充実構想の問題点を



改めさせ、婦人問題解決のために地域で連帯する運動を開拓することを提起したものであった。

さらに、健康と福祉分科会からは「総合的保育政策の確立にむけて（序論）」と題した保育政策への提言と、「脱公害・合成洗剤追放のために」と題した合成洗剤から粉石けんへの転換にむけての提言がなされた。

問題提起の最後に、居住環境分科会から「住民主体の住みよい環境づくりのために」と題して、米国や西独の住民参加の都市づくりの試みの紹介と、市民参加のまちづくりについての提言がなされた。

このあと参加者からの質問・意見が出され活発な討議が行われた。婦人問題と生涯学習体系との関連についての質疑や、合成洗剤追放について具体的な運動のすすめ方についての議論などに意見が集中した。

討論のあと久場嬉子東京芸術大助教授よりまとめの討論があり、事務局から、今後の研究活動をさらに幅広いテーマを設定し、水問題、高齢化社会、情報公開などを追加するとの提起を承認し、盛況のうちにシンポジウムを終了した。会場では婦人問題を鋭く指摘したイラスト入りのパネルが参加者の注目をあびていた。



もくじ ◆◆ CONTENTS

報告書の発刊にあたって	3
市民のための自由な学習のネットワーク形成にむけて	
文化社会連帯分科会（主査 横山桂次・中央大学）	4
住民主体の住みよい環境づくりのために	
居住環境分科会（主査 緒形昭義・横浜国大）	14
編集後記	23

報告書の発刊にあたって

1980年12月

神奈川県地方自治研究センター 革新県政を推進するための政策研究会

80年代幕あけの今年は、まさに激動の1年間だったと思います。丁度1年前、「燃える地方の時代・住民自治の時代に多くの人々のエネルギーを結集し新たな革新の道を切開こう」と呼びかけ、この研究会の発足会が開かれました。それからの国際情勢、国内情勢、県政情勢は、私達が考える人間復権を基本理念とした自立への方向を逆流せんとする勢いの連続がありました。

毎年自治労が主催する自治研集会の基本テーマには、「地方自治を住民の手に」が設定されています。そして、地方自治とは何か、地方自治は存在するか、など基本的な論議にかなりな時間と紙面がさかれてきたと思います。さらに住民の手にとは具体的には何をどうすることなのか、地方権力と住民パワーの関係は革新県政の中でどの様に位置づけられ展開されていくのか。きわめてドロドロした、そして人間くさい問題を含んできたと思われます。私達はこれらのひとつひとつに真剣に立向っていかなければなりません。地方権力と地方官僚の虚像に惑わされることなくヒューマンな庶民生活を守るために。

この1年間「革新県政を推進するための政策研究会」は、初心を忘れず着実な歩みをしたと思います。充分ではなかったかもしれません。しかし、約100人近い人々が、時間とエネルギーを使い、のべ80回近い討論会と事務局回議を開催してきま

した。これも、横山（文化社会連帶）、久場（婦人問題）、家坂（健康と福祉）、緒形（居住環境）の各分科会主査と参加したメンバー、さらに課題に応じ随時参加された関係の人々の中に、共通した県政改革への目的があったからこそと確信します。そしてこの時間とエネルギーを今後具体的運動に直結する方向へむけたいと考えています。

ここにまとめられた報告書は、それぞれの分科会で研究討論された内容であります、分科会での議論はこれに倍するものがありました。報告内容も現状の施策に対する批判、生活の質を変えようとする提言、施策改革への提言などかなりバリエティに富んでいます。それぞれの内容の中には、まだまだ十分熟していないものも多く含まれています。この報告を契機に、各分野での議論、研究、政策化、運動化へのうごきが活発になりその一助となればと考えています。

活動も2年目に入り山積する難問の中から今までの研究を一部継続しながら「高齢化社会」「水」「情報公開」を取り上げ、さらに「地域経済政策研究」として大きく括る方向が出されています。この報告書の不十分な面を補う意味でも各界からの御批判をいただければ幸いです。

（紙面の関係で、自治研かながわ月報では、80年12月号、81年1月号、81年2月号の3分冊として発刊することになっています。）

市民のための自由な学習の ネットワーク形成にむけて

文化社会連帯分科会
(主査 横山桂次・中央大学)

はじめに

地域における「文化社会連帶」を討論するにあたり、地域文化の創造と、地域の社会連帶を深めるためには、現状がどうなっているのか、その問題点は何か——市民の側と行政側、そのために必要な行政としての施策は何か、などが把握されなければならない。当分科会では、市民の自立のために行政は何ができるのか、現状の市民利用施設はどうなっているのか、またその内容はどうかなどについて討論を続けてきた。

その結果、市民のための自由な学習のための諸施策の拡充が緊急な課題であると判断した。そのうえであるべき生涯学習の姿を体系的にとらえてみることが必要となった。いいかえれば地域学習体系の形成こそいまもとめられているものであると考えた。

小論では、生涯学習をすすめるために「市民のための自由な学習ネットワーク形成」をすすめるためのいくつかの問題を提起することにした。分科会では社会教育の実践をしている専門家の意見はほとんど聞かずに討論をすすめてきた。そのための抽象的な机上の論議の域をでない部分もあると思われる。今後の小論に対する実践家・専門家のご批判ご意見を心から期待している。

I 文 明 の 転 換

1. 地方の時代の意味

「地方の時代」は長洲知事が78年に提唱して以来、全国的な流行語となっている。それは高度成長による環境破壊、石油ショックを契機とした低

成長経済への移行のなかで、行き詰りを見せた現代社会、現代文明の方向転換を示す転轍器として受けとめられた。

それは科学技術や経済成長が、一方で人間と自然との調和を破壊し、人類の存続の危機を招き、また一方で人間疎外等の人間破壊を行ってきたことに対し、不安と疑問を抱いた人たちがいかに多くいたかということを示すものである。

この間に人々が失ってきたものは多い。人間本質の展開の喪失であり、人間の自立能力を弱体化させ、また伝統的な地域の生活技術を減ぼしてきた。また競争社会化、管理社会化は現代社会の隅にまで覆い、人間の真のコミュニケーション一心の通う一関係は失わされている。

「地方の時代」はこれら現代文明の病根を本質的に転換するものとして描定されている。しかしその具体的な内容と実践は定かでなく、むしろわれわれの今後の実践的展開によって構築されるべきものとしてあるだろう。

2. 地方の時代と市民の学習

80年代は単に地方の時代として存続しているわけではない。むしろその逆の新たなる中央集権の時代への動きが存在し、80年代はむしろその拮抗の時代であるといえるだろう。

現在政府等が打ち出している「生涯教育」はこのような新たな中央集権への動きの一環として捉えることができるであろう。それは人々の生涯に

わたって資本のための能力開発を行う、競争社会化的促進の色彩を色濃く持ち、分権・参加・自治の視点を欠落したものであり、誰のための生涯教育かという根本的な疑念を抱かせるものがある。

市民の自発性という契機と、地域という生活の場を抜きには「生涯教育」は推進しえないはずのものである。

地域学習を考える際に基本的な視点としては次の6項目が重要であると考える。

視点1. 管理社会・企業社会の範からいかにして労働者を解き放つか。

視点2. 地域権力構造にいかなるインパクトを与える自立的市民形成へ向かうか。

視点3. 高齢化社会の諸問題にいかに対応するか。

視点4. エネルギー問題へ（地域エネルギー・ソーフトエネルギー）の対応はどのような形をとるべきか。

視点5. 少数者への配慮・権利の問題をどのようにとらえるか。

視点6. 住民参加をいかに組みこむか、企画・運営・評価まで含めた住民参加の方式をつくりあげる必要がある。

II 生涯教育論の現状と課題

1 生涯教育の経過

生涯教育の問題は、1965年のユネスコ国際成人教育促進委員会で初めてとりあげられ、「一生を通じて総合的な教育の過程を作りあげる原理として生涯教育という構想を承認すべきである」という提案によって普遍化した。

その後わが国においても1971年に社会教育審議会が「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」という文部大臣の諮問に対し、「これから社会教育は、従来の狭い意味で

の社会教育だけでなく、あらゆる機会と場所において行われる各種の学習活動を総称するものとして広くとらえ、生涯学習の観点から体系化しなければならない」とし、「このため家庭教育、学校教育、社会教育は、それぞれ役割分担を明らかにし、有機的な協力関係をもたなければならぬ」との答申を行った。同年6月には中央教育審議会が「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本施策について」という文部大臣からの諮問に対し、同様の答申を行っている。

産業界においても、経済審議会の教育文化専門委員会は、教育問題を従来の教育投資論的観点にかえて「国民福祉」の視点からとりあげ、過去の経済計画における「教育」の扱いへの反省に立つ

て生涯教育の問題に取り組み、1972年の中間報告において「考え方はまだ現実化したものでないし、体系的にまとまった考え方ともいえない」としながらも「人が全人的に発達するために生涯の各時期に必要な学習を適時に経験できるように教育の全体系を再編成しようとする意図ないし考え方である」と定義し、教育の個人的・社会的機能を、生存適応のための教育、社会的連帯性のための教育、社会・経済発展のための教育、文化的価値を追求するための教育、市民性をかん養するための教育の5つに分類したうえで、これらの各機能が人の生涯を通じて時系列的に総合されるだけでなく、社会のあらゆる生活領域においても統合されたものとして把握されなければならないとしている。

その後1978年には、中央教育審議会に「生涯教育に関する小委員会」が設置され、翌79年に当面の課題として「学校教育・社会教育・家庭教育等の教育機能の有機的な連携協力と、それに職業訓練や企業内教育を含めること、大学公開講座の拡充、放送大学などの整備の促進等」をあげている。

2. 生涯教育論の問題点

このように、生涯教育論は、ユネスコ・ILO等の問題提起が契機となっているが、わが国においては、高度成長とその終焉という社会的な変化がその必要性を強めたことができよう。

高度成長に内包されていた諸問題——自然破壊、資源制約、生活の安全性、人間疎外等の物質的あるいは精神的な種々のひずみは、従来の教育制度、政策では対応できないことを明確にしていった。

ところが、これまでの生涯教育に関する答申等には現在の教育状況に対する真摯な反省が示されていく、むしろ変貌する国家社会にいかに対応させていくかという色彩が強く、自立した市民と市民の共生の社会をいかに構築していくかという本質的な課題を欠落させている。現在必要なのは、地域を中心とし、教育・学習主体としての自覚をもつ市民みずからがつくりあげていく生涯教育学習論である。

III 生涯教育状況

1. 市民と生涯学習

神奈川県教育委員会の「県民の生涯学習に関する調査」によれば、生涯学習に対する県民の現状として次のようなことが上げられている。

- 学習ニーズが高まっている。
- 学習方法は個人的で、読書・テレビ・ラジオ等によって行われている。
- 団体・グループへの参加による学習は、男性7%，女性27%で、特に男性のグループ参加が少ない。
- 学習内容に関するニーズは「医療」「教育・

福祉」が1,2位を占めている。

日本余暇文化振興会主催の「私の生涯教育設計」の応募論文の内容を分析すると、①実生活上の必要、②生きがいの追求、③教育・学習への指向、④意識を変革させるような体験、⑤「生涯教育」の理念への共鳴となっている。

2. 対応の問題点

このように学習ニーズが高まっているにもかかわらず、その充足が個人的な方法によっていることは、学習ニーズの受け皿が不足していることの現われである。また学習内容のニーズが医療・教

育・福祉等のいわば市民の生活に密着した基本的課題となっているにもかかわらず、提供される学習内容が個人の教養・趣味が圧倒的に多いことも問題であろう。

3. 新神奈川計画の問題点

新神奈川計画における生涯学習に関する記述を検討すると、次のような問題点が指摘される。

まず問題となるのは、基本的な理念、方向づけの政策が確立されていらず、計画目標が不明確なこ

とが指摘されよう。

推進方策についても具体的方策が記述されていないが、推進のための総合的調整機構のような組織は重要なはずである。

生涯学習といわれるものの領域は広く、活動主体は単に行政のみならず、民間が大きな役割をしめるが、公私の役割分担に関する原則が示されていらず、また行政の国・県・市町村の役割分担が明確でない。

生涯学習は基本的には市民の問題であり、そのことの保障のためには市民参加は最大限確保されなければならないが、そのことに対する視点がかけていることは問題である。

IV 生涯学習と行政

1. 生涯学習の考え方

生涯学習における行政の役割と課題を考えるにあたって、まず、生涯学習をどうとらえるかをふまえておく必要がある。

その視点は次のようなことであろう。

1. 生涯教育の主体は市民である。
2. 生涯学習は市民の学習権を保障する視点にたつものである。
3. 学習の内容は、学習を通して、市民の自立性を高め、民主主義を培うものであること。
4. 学習は、個別的・閉鎖的でなく、問題の共有の可能性を有する、市民の生活と生産にかかわるものである。

2. 行政の役割と課題

1のような生涯学習に関する考え方をふまえて行政の役割と課題を考えると次のようなことがあ

げられる。

1. 市民の生涯学習に対する欲求に対応する政策目標を持つこと、その目標は前項1～4の視点に立たねばならない。
2. 市民の生涯学習の欲求に対応して条件整備の目標と計画をつくること。この条件整備をする場合、市民参加を組みこんだプロセスをできるだけ採用すること。
3. 生涯学習に関する市民への情報提供を積極的に行うこと。
4. 国・県・市町村の役割分担を明確にすること。

生涯学習が市民の自主性によるべきものであること、市民の要求を一義的に受けている市町村の役割が行政においての基本である。国や県は市町村の領域と主体性をおかすべきではない。

県は広域的な要求のこと——例えば生涯学習に関する調査研究、情報提供や、大学開放等——及び市町村への助成等にとどめるべきである。地域間格差の是正に配慮すべきである。

国は、県と同様、全国的なレベルでの条件整備に徹すべきであり、通達等により学習

- 内容の拘束・強制は行うべきではないし、生涯学習はそのような性格になじむものではない。
5. 最も学習の機会・制度等を享受することが困難な人々（障害者、生活困窮者等）のアクセシビリティを最大化しなければならない。
 6. 費用負担は最小化しなければならない。
 7. 学習の施設、設備等は学校等に固定化せず、地域社会に広げていかねばならない。
 8. 市場メカニズムにのりにくく内容を積極的に取り上げねばならない。
9. 生活の仕方、生活の技術、生活の智恵等を積極的にとりあげ、地域課題、生活課題を重視しなければならない。
 10. 心の通う人間関係をつくり出す場としてのコミュニティを重視し、コミュニティ政策との結合をはからねばならない。
 11. 現代の諸問題、例えば、高齢化社会、環境問題、資源エネルギー問題等に積極的にとりくむものでなければならない。
 12. 市民の相互学習・教育の方向を最大限追究しなければならない。

V 自由な学習のネットワークの構築

1. 「地域学習体系」の形成

1で述べたような現代文明、現代社会にあって人類の存続と人間の復権をめざした方向が追究されなければならない。それには人類共生の視点、エコロジカルな視点、地域の視点、市民の自立の視点は欠くことのできないものである。グローバルな問題を地域で解いていく、そのためには地域

における生活技術の生活の智恵の伝承と修得は必須のものである。

「地域学習体系」はそのような地域と市民の自立のための知識、機能を人々が獲得しうるよう地域という生活の場を基礎にして人々の主体的な選択運営によって構成されるものである。

「地域学習体系」とは、地域と市民の自立のため、人々のニーズに対応して、地域の資源を活用した地域の誰もが教え、誰もが学ぶことのできるように構成されたものである。

生涯学習をめぐるアクセシビリティ（利用のしやすさ）の現状と対応策

	現 状	考えられる対応策
物的アクセシビリティ	計画的配置がなされていない。 絶対数が生産不足である。 自己教育時生活技術習得の道具利用・場所利用が困難である。	計画の策定・シビルミニマム道具貸出ライブラリーの設置
時間的アクセシビリティ	特定の日、時間にしか享受できない。 頻度に制限がある。 オープンしている時間帯が制限されている。	利用しやすい時間帯での開催 労働条件の改善 週休二日制の促進
経済的アクセシビリティ	機会サービス利用に関する金銭的障害に対する助成等のシステムがない。 費用負担に関する基準がない。	奨学金制度の拡充 融資制度の確立

情報	報	機会・サービス等の存在、費用等に関する情報が不十分に流通している。	情報サービスシステムの開発
ライフ・ステージ		ライフ・サイクル的対応策が確立されていない。	有給長期教育休暇制度
決定へのアクセシビリティ		企画・運営・評価に関する決定過程がオープンにされていない。	市民参加システムの拡充
人的アクセシビリティ		技能・知識をもった人に関する情報、紹介等がなされていない。	スキルズ・バンク、人材タレント・プールの開発

それぞれ特色を持たせることが考えられる。

県政へのいくつかの提言

提 言 1

市民のための学習ネットワーク計画を策定すること。

理由：学習施設等について計画的配置がなされていはず、またシビル・ミニマムが充足されていないので、早期に計画をたて既存施設の活用と相まって充足をはかるべきである。

提 言 2

問題毎に専門的な図書館を設けること。（例：エネルギー・ライブラリー、教育、地方自治、農業、労働等）

理由：現在市町村においては、一般市民対象の公共図書館が相次いで設立されつつあるが、現代においては関心の多様化、高度化等市民の学習ニーズに対応しうるとはいいがたい。このため、現在県立川崎図書館において産業ライブラリー機能を特に充実させていくように、県レベルでの図書館設置については、市町村立図書館では充足しえない機能を持たせるべきである。

県においては様々な研究機関を設けているので、これらの機関におけるライブラリー機能を充足させ、一般市民の利用に供することが望ましい。また、市町村図書館も

提 言 3

宿泊施設・実験設備等を有する高度の機能を持った学習施設を建設すること。

理由：市民の学習ニーズは受動的でなく能動的・自主的になっているが、現在の学習施設は会議室・講習室程度であり、講習や実験を主体的に行えるものとなっていない。また、利用時間の制限等による制約も大きい。現在大学等の共同利用のためのセミナー・ハウスが存在するが、県レベルでの建設が考えられてよい。

提 言 4

既存——新設の学校施設に地域社会の利用に供する視聴覚教室、実験室等を付置すること。

理由：学校施設の開放等が行われているが、これをさらに実効あらしむるために、施設の設置改造等がなされる必要がある。ニーズの高度化にも対応しうるであろう。

提 言 5

訓練・学習のためのローン、奨学金制度の確立をすること。

理由：学習機会の利用に際して、金銭的障害に對して助成等のシステムがない。機会の公正のためにも必要である。

提　　言　　6

情報サービス・システムの開発をすること。

理由：機会，サービス等の存在・条件等に関する情報が不充分に流通し，また情報の照会・紹介のニーズに対して一元的に応えうるシステムの開発が必要である。（例，スキルズ・バンク，人材タレント・プール，施設利用状況照会システム，講座開催状況紹介等）

提　　言　　7

有給長期教育休暇制度化を促進すること。

理由：ライフ・サイクル的観点からの位置づけがなされるためには，その市民が機会を享受できるための環境条件が整備されなければならない。

提　　言　　8

地域毎の調整連絡機構を設置すること。

理由：現在様々の講習等が自治体等によって提供されているが，その企画・運営等についての調整がなされているとはいひ難い。施設事業の進行とともに機構がされていく必要がある。（例，小・中・高，訓練校，大学消費生活センター等）

提　　言　　9

大学等に地域学習教育研究センターを設置し，内容の充実とリーダー，活動家の養成をはかること。

理由：大学と地域社会の関連を深める機関が必要である。

提　　言　　10

地域作業場，道具ライブラリー等を設立すること。

理由：地域における生活技術，生活の知恵，あるいはサヴァイヴァル（生存）のための技術習得を市民が主体的になしうるための条件として物的条件は重要である。

提　　言　　11

市民が集まる公的施設（例，保健所），民間機関・施設等にミニライブラリーを設けること。

理由：地域における学習（例，保健教育）は伝達するだけでなく，自発性に対応しうるよう配慮すべきであり，そのためのライブラリー機能が必要である。

提　　言　　12

市民にとって利用しやすい時間帯，日での学習講座等の開催をすること。

理由：現在開催提供されているものは，特定の日，時間にしか享受できないものが多く，また頻度も少ない。

<参考資料>

文化・社会連帶分科会 社会教育の現状と問題点

- (1) 社会教育は昭和24年に社会教育法が制定され、以降、法的根拠をもつ行政として30余年間続けられている。
- (2) 社会教育法は、国及び自治体は「自ら実際生活に即する文化的教養を高めるような環境を醸成するように努めなければならない」(第3条)としているが、社会教育は行政主導による啓蒙的なものとして進められた。
- (3) しかし、戦後日本の教育体系の中で、社会教育のウェイトは低く、学校教育の補完をなすものであった。日本においては学校教育のウェイトが相対的に高いが、教育費に占める社会教育費の占める割合は1%前後という状況である。(表1参照)。
- (4) 社会教育法に盛り込まれている教育内容は、①まず第5条に「職業教育及び産業に関する科学技術指導」「生活の科学化指導」「体育指導」「芸術」等がある。②つぎに公民館の目的として第20条に「実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業」を行うものとしている。③さらに学校施設の利用に関して第48条で社会教育の講座として「成人の一般的教養又は専門的学術知識」に触れている。このように教育内容はきわめて多岐にのぼっている。
- (5) これらの内容について「講座」の開設、「討論会・講習会・講演会・展示会」等々の集会の開催、設備・器材及び資料の提供等のほか「通信教育」の方法が規定されている。
- このように行政ないしは事業の方法が詳細に列挙されているが、個々人あるいは少人数での学習グループの活動を援助するという活動はおむね「資料提供」に限定されている。北欧や西欧で「小グループによる継続学習」を社会教育事業の基本形式としているとの対照的である。
- (6) また昭和28年、「青年学級の開設及び運営」に関する規定が新設され「青年学級振興法」が制定されたが、これらの法改正は日本青年団協議会などの反対を押し切ってなされたもので、当時自主的な学習会が各地にひろがり「地域の産業と関連づけた学習やグループ活動の重視がいわれている」状況のなかで、補助金交付や政治、宗教、営利からの中立が規定された。
- このような動きは、小グループによる学習活動を抑止する結果となつたが、一方で青年そのものが農村からの流出するなど、農村の変貌もすすんだ。
- (7) 昭和30年ごろから、公民館事業への住民の参加は低下しあはじめた。一方で公民館以外の民間団体による学級、講座もはじめられていた。しかし、公営優先、行政主導の傾向は引き続いていた。
- (8) 社会教育委員制度が形骸化し社会教育計画をつくる上で実質的に機能しなくなつたこと、また、社会教育主事制度が昭和26年から導入されているが、これも同様に30年代から弱体化していることが問題にされている。
- (9) 最近の「生涯教育論」の登場とともに、従前の「集会」等にとどまらず新聞、放送等マスコミを利用した新たな事業が進められている。
- (10) マスコミをはじめ民間団体をふくめ社会教育事業主体は多様であり、行政主体による事業はそのごく一部であるのが現状である。
- (11) 神奈川県における社会教育的事業は、教育委員会を中心としながらも、県民部、民生部、労働部等各部局にわたっているが、いわゆる「タテ割り行政」の現状であり、新神奈川計画において「生涯学習への援助」として包括されているが、「生涯学習体系」として体系化はされていない。また、生涯学習についての基本認識は明確にされていない。
- (12) 自立した市民の学習活動の援助を基本に、行政が積極的に進めるべき事業はなにか、を明確に位置づけることが今後の課題であろう。

表1 各都道府県別社会教育費の状況(決算)

		49年度	50	51	52	53
北海道	A 決算額	930,796 千円 100	1,418,110 千円 148	1,829,438 千円 197	1,705,294 千円 183	1,298,901 千円 140
	B 指数					
	C 教育費に 占める比率	% 0.5	% 0.6	% 0.3	% 0.6	% 0.4
東京	A	7,987,022	5,350,272	4,891,679	5,192,574	5,975,208
	B	100	67	61	65	75
	C	2.5	1.4	1.1	1.1	1.2
神奈川	A	1,047,245	642,176	515,121	2,105,802	2,842,382
	B	100	63	49	201	271
	C	0.6	0.3	0.2	0.9	1.1
愛知	A	2,370,164	2,251,139	2,630,446	3,099,221	4,658,618
	B	100	95	111	131	197
	C					
京都	A	831,887	984,966	1,008,791	1,133,235	1,315,615
	B	100	118	121	136	158
	C	1.1	1.7	1.0	1.1	1.1
大阪	A	3,190,214	2,791,444	1,851,686	2,045,144	1,857,714
	B	100	82	58	64	58
	C	1.2	1.0	0.6	0.6	0.5
兵庫	A	3,611,411	3,677,559	3,481,686	4,073,680	5,591,109
	B	100	102	96	89	155
	C	2.4	1.9	1.6	1.7	2.2
福岡	A	1,977,016	1,749,750	1,802,982	2,097,009	2,153,834
	B	100	89	91	106	109
	C	1.4	1.0	1.0	1.1	1.0

(説明)

(1) 教育費全体に占める社会教育費の比率は各県とも低く、おおむね1%台となっている。5年間の最高が東京の49年度(2.5%), 最低が神奈川の51年度(0.2%)である。

概して、比率の高いのは兵庫であり、東京、愛知がこれに次いでいる。神奈川は8都道府県中7位である。

(2) 社会教育費の推移をみると、一貫して増加し

ているのは京都、50年度又は51年度に減少しているが、その後増加しているのは東京、神奈川、愛知、福岡であり、減少しているのは大阪、兵庫であるが、後者は53年度に急増している。増加率のもっと高いのは神奈川である。

(3) 社会教育費が大きく変動する要因としては、財政削減などの財政政策もあるが、社会教育施設建設費がどの程度含まれるかがもっと大きい要因と思われる。

表2 神奈川県の社会教育予算(当初予算)

(単位 千円)

	51	52	53	54	55
社会教育費 (51年度を100)	487,977 (100)	763,223 (156)	649,343 (133)	786,544 (161)	1,362,456 (279)
社会教育振興費 (51年度を100)	128,963 (100)	334,130 (259)	190,442 (148)	170,184 (132)	297,493 (231)
社会教育施設費 (51年度を100)	284,754 (100)	340,782 (120)	367,812 (129)	488,788 (172)	585,872 (206)
文化財保護費 (51年度を100)	74,261 (100)	88,311 (119)	91,089 (123)	127,572 (172)	479,091 (645)
社会教育振興費					
社会教育委員会費	750	1,153	1,090	1,166	1,875
社会教育指導者養成費	620	620	544	-	2,704
社会教育調査指導費	4,095	5,935	2,160	3,160	4,500
生涯学習推進事業費	(県民大学講座) 500	(国600)	5,000	6,700	12,310
成人教育振興費	14,810	9,920	6,550	5,050	5,050
PTA活動振興事業費	3,500	3,420	3,020	2,920	4,525
婦人教育指導費	1,962	1,396	1,556	1,556	1,556
家庭教育相談事業費	32,920	42,490	38,416	39,216	28,640
家庭教育振興事業費	-	-	-	-	7,000
社会教育放送事業費	-	-	68,504	75,712	76,048
社会教育指導員設置費補助	17,646	23,256	24,072	24,480	28,640
社会教育関係団体助成費	12,950	11,480	7,970	8,120	7,070
社会教育施設等整備費補助	25,000	200,000	30,000	-	102,000
その他の他	14,210	33,860	1,560	-	-

- 注 1. 「その他の主要なものは神奈川芸術祭開催費で、文化費に組替え。
 2. 「家庭教育振興事業費」「社会教育指導員設置費補助」はいずれも国々、県々負担。
 3. 「社会教育施設費」は県立図書館、音楽堂、文化資料館、川崎図書館、金沢文庫、博物館、近代美術館、社会教育会館費。

(説明)

(1) 「社会教育振興費」には、従前からの事業に新しい事業が加わっている。新しいものとしては、53年度から「生涯学習推進」「社会教育放送」、55年度から「家庭教育振興」などの事業がはじめられている。

従前からの事業の予算額は横ばい又は減少傾

向にある。

(2) 52、55年度は「社会教育施設等整備費補助」が大幅に増えているため、社会教育振興費全体を押し上げている。
 (3) 市町村や団体への補助金の構成比が高い。
 (46.3%)

住民主体の 住みよい環境づくりのために

居 住 環 境 分 科 会
(主査 緒 形 昭 義)

1. はじめに

住民の最適居住空間を求めるに住民参加をもってしようという動きが強くなった。「画一性」をその計画原理とする管理社会的居住環境への方向が未だ存在するなかで、住民個々の価値観の多様性に依拠した主体的な選択的居住環境の創造とその自主的管理を求める方向が理念の段階から実施に移されはじめてきている。今後、我々はどのような方法により、居住環境の質を確保できるのか、あるいはすべきか、状況の把握→問題点の発見→課題の設定→参考例の検討→解決の方向性と手法の発見というプロセスを通して研究を進めた。

以下はその研究の結果報告である。

2. 神奈川の居住環境の 現状と将来予測

神奈川県の居住環境の改善が進まないのは国及び県の土地政策の無策と深い結びつきをもつてゐる。

神奈川県の土地利用状況

昭和53年10月1日現在の神奈川県の面積

239,592 ha

- a. 農林業的土地利用（農用地、森林、原野）
123,457 ha (52%)
- b. 都市的土地利用（宅地、道路）
69,320 ha (29%)
- c. その他の土地利用（水面、河川、水路、公共用地、レクリエーション用地、海浜地、その他）
46,796 ha (19%)

神奈川の土地利用の状況を全国のそれと比較すると図1のようになる。

これを川崎・横浜からなる神奈川県の東部地域の土地利用状況でみると(図2)のとおりである。

この都市的土地利用の比率は神奈川県企画部のシステムダイナミックスの予測によると東部地域では昭和60年には56.2%に達するといわれ、西部地域においても22.0%に上昇する。県全体では30.2%にもなる。

3. 住民が望む居住環境と 行政による都市計画の限界

このように都市的土地利用比率が高まるなかで、

県民はどのような居住環境をのぞんでいるのか。

(1) 住民主導のまちづくりの必要性

全国と比較して、神奈川県民の生活環境全般についての相対的満足度の高さと住宅に対する低さという特徴的事実は『Q, O, L意識調査』をはじめとして、いくつかの調査で検証されている。

昭和54年8月に神奈川県公務研修所により実施された『県民ニーズの長期的、構造的变化に関する調査研究』の報告においても、居住環境に対するニーズの発生は、「生活保持タイプ」→「生活拡充タイプ」→「施設整備タイプ」→「環境保全タイプ」へと質的変化をたどり、このクライマックスで変化が停止するのではなく、新たな不満なり、不安なりをテコとして新たなより高次の「生活保全タイプ」へと循環するというマズローの欲求の階層説が意識調査のなかで確認されている。全国的にみても所得水準の高い神奈川県においてこのようなマズロー仮説を実証する形で、新たな高次への循環が特徴的にみられるとすれば、そのニーズの内容は精神的安寧（well-being）と居住空間との深い結びつきを基礎とするものとなるであろう。ここに、従来の行政主導による都市計画なり「まちづくり」なりの限界と住民主導による「まちづくり」の要請が必然化していく。地域性を踏まえた住民による「のぞましい居住空間の選択は」、単に住宅の画一化を忌避するだけでなく、都市計画レベルでの生活空間の個性化を要請する

ことになるであろう。

ここに、住民主導による「都市計画」なり「まちづくり」なりの必要性あるいは不可避免性が生じてくる理由がある。

(2) 住民参加のまちづくり手法の開発を

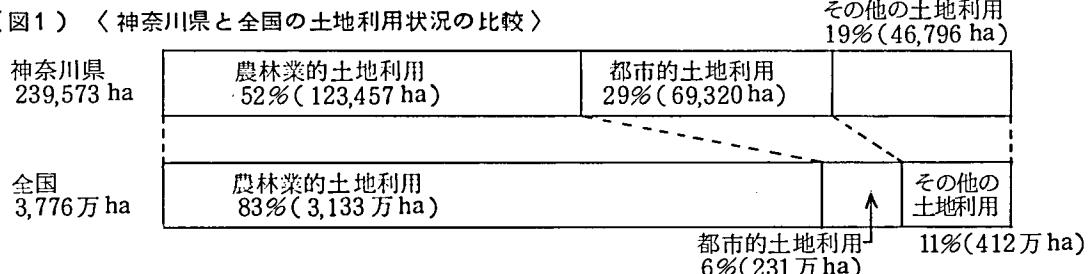
神奈川県で「まちづくり」と住民参加の関係を直接調査したもののひとつに神奈川県土木部計画課が海老名市の一地域を対象として「まちづくり」の新たな手法を開発すべく実験された際の地域住民の意識調査がある。

「地域住民と計画者が話し合いながらまちづくりをすすめていくこと」について、きわめて重要であると答えた人が44.9%，重要であると答えた人が39.6%と合計で実に84.5%の人が「まちづくり」における住民参加の必要性を認めている。これを一步つっこんで「まちづくりに住民の意識を反映させること」について、「計画を評価できるのは地域の住民であり、住民の意見を反映させることによってのみ望ましい計画がたてられる」という意見を支持した人が67.2%を占めている。

開発の主体については「公的な規制や計画による開発をすすめるべきだ」とする人が45.8%，「民間の企業や個人にまかせるべきだ」とする人が、51.2%行政の過剰介入を忌避する傾向がみられる。

このような住民参加による「都市計画」なり「まちづくり」なりの必要性の認識がありながら、その手法についてはこれといった普通化されうるもの

(図1) <神奈川県と全国の土地利用状況の比較>



(図2) <東部地域の土地利用状況> (東部地域面積)

農林業的土地利用 19.7%	都市的土地利用 54.3% (30,507 ha)	その他の土地利用 26.0% (14,571 ha)
(11,069 ha)	<神奈川県企画部発行『神奈川県の土地利用』より引用>	

のあるわけではない。その理由としては、「都市計画」なり「まちづくり」なりが、本来、その地域のもつ歴史的、地理的、文化的及び環境的特性などと深いかかわりあいを持ち、それぞれ個別性を尊重して発展すべきものだからである。ヴォルフ・フォン・エツカルトが言うように「住むべき所」(A place to live)として“タピオラ”が人間の生活の場として最も心地よい、とすれば、我々は、我々の地域に、我々の手で、我々のための「タピオラ」をつくる必要がある。都市計画における住民参加の考え方が定着している欧米では、主として1960年後半から様々な住民主導による「都市計画」なり「まちづくり」なりが試みられてきている。

そこで、そのなかから、アメリカ型の発想から生じたものとしての『アドボケート・プランニング』(略称AP)とドイツで法制化されている『地区詳細計画』(通称B-プラン)について検討をしてみた。

4. アドボケート・プランニング (AP) の理論とその手法

(1) AP 理論とその社会的背景

なによりもこの理論は希望に満ちた(一方では混乱をともなったが)1960年代アメリカの多くの社会改革の試みのひとつとして出現したということが銘記されなければならない。

当時アメリカは、多様な価値観が併存するなかで、社会の福祉(Social Welfare)を拡大していくために都市行政の新しい手法が求められた時代であった。

この理論は1965年「アメリカ計画家協会誌」(Journal of the American Institute of Planners)に発表された都市計画学者P.ダビドフ(Paul Davidoff)の『計画におけるアドボカシーと多元主義(Advocacy and pluralism in planning)』に端を発するものである。

この方法の特徴は、「従来のものが、都市計画に、計画家が公務員ないしそのコンサルタントとして計画作成に関与するのに対し、一市民として、場合によっては行政に対して、計画の主役(a Protagonist)として関与することにある。すなわち、地域開発(community development)について、それぞれ独自の価値観を有する市民が、かれらの価値観なり考え方なりを弁護する(advocate)計画を作成する専門のプランナーの支援を要請することができる」というものである。この計画は「ジョン・ダキン(John Dakin)教授が言うように『計画の過程理論』(process theory of planning)と称するものに最も適合していると思われる」(Principles and Practice of Urbau Planning I, C. M. A編 1968, P308~9)といえよう。

(2) APの手法と実験成果

この理論なり考え方なりを当時の連邦政府の関係者が注目し、偉大なる社会の構築をめざしたジョンソン政権により設置された経済機会局(OEO)住宅部が6つの実験計画を指定し、これに補助金を与え、実施にうつした。

この実験結果について、さまざまな角度から論評が加えられているが、都市計画について、いわば、しきうとの市民が「自分のこと」を「自分で考え、「自分でした」それも、専門家よりも上手になしめた、という点で高く評価されるものである。

この実験計画の6つのパターンは、計画を依頼する人(計画作成対象地域の住民)とAP実験者とのスタッフの型により次のように組み合わされる。

(図3) 統制関係の型　スタッフの型

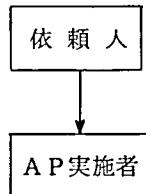
a	b
専門型	非専門型
A A + a	A + b (実例なし)
B B + a (実例なし)	B + b
C C + a	C + b (実例なし)

(注) A: 互いに独立、契約関係 a: 専門家
B: 同一組織、組織上の統制関係
b: 非専門家
C: B + 事務局長からの統制

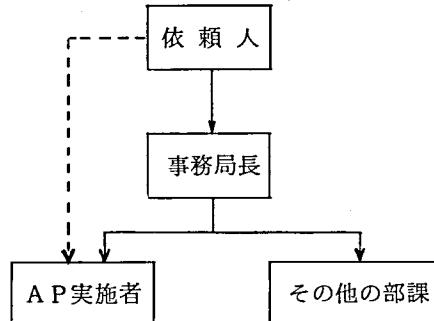
(図4) <A型>



<B型>



<C型>



経済機会局住宅部は、AP実施者として、依頼人グループとは別個の計画専門家をあてる方式と、依頼人グループの中からしろうとの市民をあてる方式の2つを考えた。

- ここで専門家の役割は次のようなものである。
- ① 住民の主張の弁護—専門的な支援
 - ② 具体的な解決策の提示、立案
 - ③ 計画案を実施にうつすための説得活動（住民へのPR、住民の組織化、議会・行政機関への働きかけなど）

この実験の結果、総じていえば、A型が比較的良好な成果を得たと報告されている。

この実験は、市民及び市民グループが自由に動かすことのできるスタッフと資金及び地域に対する管理権を与えられれば、市民主導による都市計画なり「まちづくり」なりが可能であり、かつ有効であることが実証された点で大きな意味をもつものといえよう。

しかしながら、Due Processをその基礎としてアメリカ型市民自治の発展形態として誕生したAPの手法を歴史的、精神的風土の異なる日本の「まちづくり」にそのまま導入するには、その前提として解決されるべき課題が残っており、財源の再配分をはじめとする「地方の時代」にふさわしい権限の移譲と「行政と市民の関係の改善」についての施策が講ぜられなければならない。

5. 地区計画制度の導入と西ドイツの地区詳細計画(B-plan)との比較検討

(1) 現行法政度の限界

居住環境の悪化の大きな要因として、スプローラ化による社会資本整備の立ち遅れ、住工混在、ミニ開発などがあるが、現行法制度には、これらの要因を除去する方策が存在しない。

すなわち、都市計画法は、都市全体を対象とした根幹的施策、整備あるいは大規模開発の規制などが中心であり、一方、建築基準法は個別の建築物のみの規制が中心であるため、地区レベルの視点に立った計画あるいは規制が存在せず、しかも土地利用と建築物の規制とが一体的に図られていないところに問題がある。

(2) 自治体の新たな試み

市町村を中心とした地方自治体は、環境の悪化を防ぎ、良好な居住環境を整備していくためにさまざまな試みを行ってきている。

たとえば、宅地開発要綱に基づく行政指導による規制の強化や建築協定の活用など多くの自治体で行われている。

前者の例としては、川崎市、横浜市、神戸市などがあり、後者の例としては、藤沢市湘南ライフタウンの住宅建築や町田市鶴川団地の宮ノ郷団地建築協定に基づく街区の自主管理の動きなどがある。

これらの自治体独自の各種手段の活用は、彈力性に富み、柔軟な対応を可能にし、それなりの成果をあげているが、最終的な強制力を伴わないと

め、新たな法制度の整備が要請されるに至っている。

(3) 地区計画制度の導入

これらの社会的要請を受けて、都市計画中央審議会、建築審議会で西ドイツ、イギリス、北欧諸国の検討をふまえ、地区計画制度の導入の答申がなされ、昭和55年4月に都市計画法と建築基準法の改正による地区計画制度の法制化がなされた。

しかしながら、今回の法制化された制度は、西ドイツの地区詳細計画などに比べて、必ずしも十分なものではなく、またどの程度問題解決の方策たりうるかは今後の運用にかかっている。

① 地区計画制度の内容

a. 計画決定主体

計画決定は現行都市計画決定により市町村が行う。

また、住民の参加手続（注）、及び建築規制事項についても市町村が条例化することとなっており、「まちづくり」における市町村の役割が重要となっている。

（注）…新たに、計画案作成段階での土地所有者などの権利者の意思聴取手続きが付加されている。

b. 地区計画を定めるべき地域

1. 市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業など）に関連した地域……意図している事業投資の効果の継続性の確保、新市街地の先行的、計画的整備。
2. 不良な環境が形成される恐れのある地域……スプロールの防止。
3. 良好的な市街地として保全すべき地域……長い年月をかけて形成されてきた良好な環境の保全による社会的損失の防止。

c. 計画の内容

地区計画は、方針の部分と整備計画に分けられ、方針部分には地区計画の目標、地区的整備、開発及び保全の方針を定め、地区整備計画には、地区施設、建築物などの整備の方針及び土地利用の方針としての地区施設の配置及び規模（事業主体は私人）、建築物など

の用途制限、建ぺい率、容積率、壁面線後退距離、高さ制限、建築物の意図、色彩など、土地利用制限（緑地を保全すべき地域など）をその地区の特性などに応じて選択的に定めることとしている。

また、地区整備計画についても、特別の事業がある場合には、一部または全部について定めなくともよい。

d. 建築及び開発規制（都市計画制限）

地区計画を定めることによって、その地区的建築及び開発に次の規制がかけられる。

1. 建築行為に対する届出義務と勧告制度。
2. 許可を要する開発行為の内容の地区計画の内容への適合の義務づけ。
3. 地区整備計画に定められた事項が条例により、建築確認の対象事項とすることができる。
4. 地区計画に即した私道の道路位置指定（関係権利者の同意を得られなかった場合など特別の事情がある場合を除く）
5. 地区計画に定められた細街路の予定道路指定による建築制限（関係権利者の同意が必要）

(4) 地区詳細計画（西ドイツ）との比較

a. 背景の相違

西ドイツは日本より利用可能な土地の絶対量が多く、しかも人口分布が大都市へ集中せず、適当な規模の都市が全土に分散し、土地の公共性に基づく制約が法制面でも国民の意識に定着している。

b. 対象地域

西ドイツでは、土地は社会的拘束を受けるのが当然であるという考え方立って、全ての土地・建物は法的規制の対象となっており、しかも原則として、地区詳細計画が定められていないければ、建築できないことになっている。

c. 住民参加

地区詳細計画の策定にあたっては住民参加が重要なファクターとなっているが、今回の地区計画制度では、関係権利者の同意の義務付けや、

市町村の条例に基づく参加手法の多様性の保障など従来の制度より前進面はあるにしても、十分とはいえない。

d. 市町村の役割

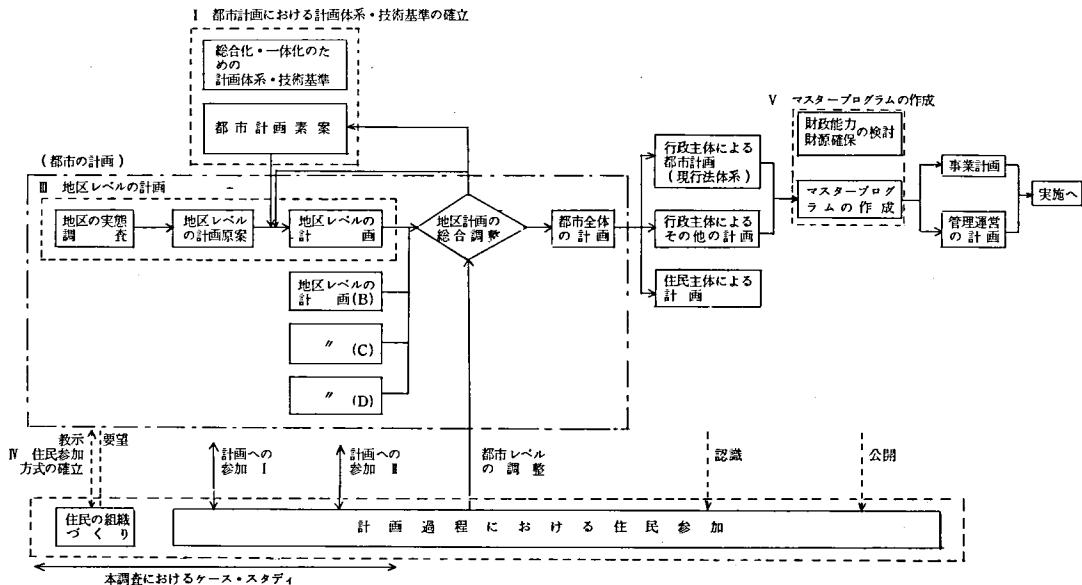
西ドイツにおいては、都市計画たる都市建設計画の作成実施は市町村の自治行政事務であり、大幅な裁量権が与えられ、上位計画に対しても市町村の意見の反映が図られている。

これに対し、わが国の現行都市計画法では、重要事項の多くが都道府県知事の機関委託事務となっており、上位計画への市町村の意見反映も十分ではない。

今回の地区計画は、一応、市町村が決定することになっているが、実際の建築、開発規制は、多くの市町村の場合、県が行う形になっており、市町村の一貫した権限が保障されていない。

6. 住民主体の住みよい 環境づくりのために —C-planへの模索—

ウイリアム・A・ダブル（ハーバード大学）教
(図5)



授によれば、眞の住民参加は次の2つの要素に関する成功にかかっているといわれる。

第1は、プロジェクト(事業)そのものの発案者が有している情報と多かれ少なかれ同じ程度の情報へのアクセスを住民に保障すること。

第2は、それまで公務員が伝統的に享受してきた権力を実際に割愛する公務員の自発的意志がなければならないこと。

最近、多くの地方自治体で実施されている地区的問題発見のための地区カルテという地域の診断と処方箋の作成をねらった方法も、適用の理念と方法を誤ると、結果として住民参加の否定的側面のみをむしろ表面化させることになる。

高見沢邦郎氏がしばしば指摘するように、まず参加の前提として「地区」と「住民」に関する情報の収集及び整理の作業が行政側によってなされなければならない。

この収集されるべき情報は大きく次の3つに分けられる。

- ① 住民実態…世帯構成、住宅状況、周辺環境ないし利用施設の種類や利用交通機関といった日常生活行動の便利性

(Accessibility)の実態。

- ② 住民意識…身近な生活環境や行政サービスを住民がどのように評価しているか。
- ③ 住民意向…将来の住み替えないし定住希望といった住民自身の希望と行政施策に何を期待するかといった行政への要求ないし希望。

これらの情報を住民にわかりやすく整理して、提示し、このデータについての意見を聴取し、この結果を整理し、再び住民に提示するというフィード・バックを繰り返しながら、地区計画作成のための合意形成をはかるべきである。この際、ひとつ目の目安として「コミュニティ・ミニマム」が行政により作成され、活用されることが社会資本の公正的整備という視点から有効であるかもしれない。

以上、述べてきた「地方カルテ」の方法 + A P の発想 = 地区計画の作成をめざして新しい住民参加による「まちづくり」の方法を模索した実験として神奈川県土木部計画課が海老名市の協力を得て、海老名市の大谷・勝瀬地区を対象に実施した例を昭和53年3月の「まちづくり計画調査報告書」から紹介する。

そこではまず、都市の計画においては、要求する主体としての住民とともに、住民の代表である地方自治体が相互に協力して計画する主体となるべきである、と述べ、実践する主体としての住民がまちづくりに参加するためには、主体としての住民自身の自覚が必要であり、そのためには、住民の意識高揚や組織づくりを進め、住民の計画への参加意欲の醸成や都市環境づくりへの認識を深めることが重要な課題となるであろう、としている。

また、住民をとりまく環境の広がりには限りがあり、計画する主体としての住民にとって、計画可能な範域というべきものがあり、これは住民が日常の生活において認知できる範囲と考えられるが、この範囲を対象とするような計画が現在のところ存在せず、都市環境を総合的一体的にとらえると同時に、住民の生活に根ざした範囲（地区レベルの範囲）における計画が必要となっていると指摘している。

つづいて、現行法体系では、計画過程における住民参加のシステムが不十分であり、計画原案に住民の意見、要望を反映する手段が明確でないため、計画案の住民によるフィード・バックがなされていないとし、これを解決するために、①計画過程における住民参加方式とフィード・バックシステムの確立。②計画案の住民への公開。③都市計画行政の仕組の周知、をあげ、さらに行政と住民の橋わたしとして、あるいは有能な協力者としての専門的プランナーの役割を重視している。

ここでは、住民参加による補完システムが（図5）のように考えられた。

（全体の計画は22頁の「神奈川県まちづくり計画（海老名市）フロー」（図6）を参照されたい。

む　す　び

以上、A P、地区カルテ、地区計画と内容との手法を調べて、その神奈川県における実験例として海老名市における「まちづくり」の試みをみてきたが、将来の望ましい居住環境なり空間なりを創造するための住民の側からの理念とその手立てを提言してみたいと思う。

これはJ・アタリが「相互交通社会」(Societe relationnelle)という言葉で表現し、分権—自己管理—内展開をその本質とし、その内に網組織 réseauとしての核なり細胞なりをその内実としてもつ社会におけるそれぞれの網の結び目をなす居住点における生活空間の創造とそれによってもたらされるWell-beingの確保のしかたである。

我々はこれを“C”-planと名付けたい。

これは3つの“C”により構成される「まちづくり」の方法である。

その第1は、共同性の“場”としての居住環境地区、すなわちコミュニティー（Community）である。

その第2は、問題発見の方法としての地区カルテ（Carte）である。

その第3は、網の結び目なりとして細胞のような働きをなす核（Cell）である。

これによって構成される地区は、「自らの生活を支配する権利」を行使する場である。

この住民の地区自主管理ともいべき「権利」の行使は、次の原則が守られなければならない。

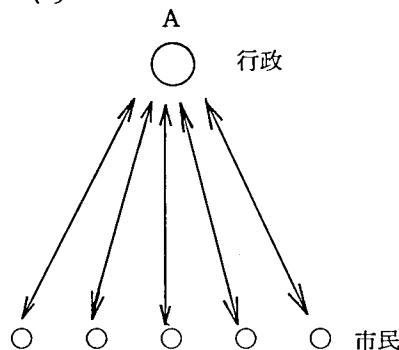
- (1) 大規模画一性から小規模個別性へ……(自律性の原理)
 - (2) 値値の一元化から価値の多元化へ……(共存性の原理)
 - (3) 計画的統合化(integration)から自発的総合化(Consolidation)へ……(共同性の原理)。
- このような考え方方に立って、住民が細胞のように生き生きとしたコミュニティを形成すること

が参加の空極の目的とされるような居住環境地図が県下に数多く生まれ、この細胞をやわらかくつつみ、活性化させるような媒養地帯がつくられ、これを結ぶ居住区のための道路のネットワークなり、必要に応じ、水路のネットワークも併行して考えられてもよかろう。

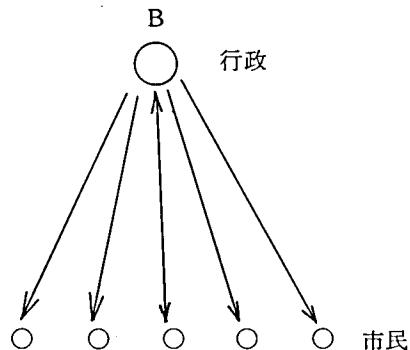
居住点を生かすための「住民主体のまちづくり」が真に検討されなければならない。そのためには、我々の研究はほんの一部分でしかないし、今後住民と専門家が一体となった研究により、(図7)のような「日本的まちづくり」の方法が実践化されることを期待している。

(図7)

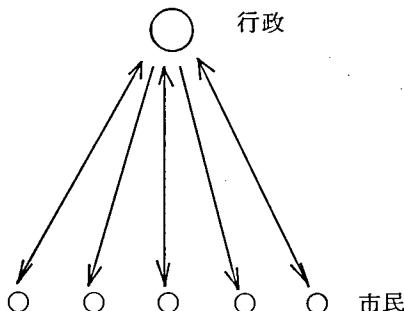
A アングロ・サクソン型の市民参加によるまちづくり



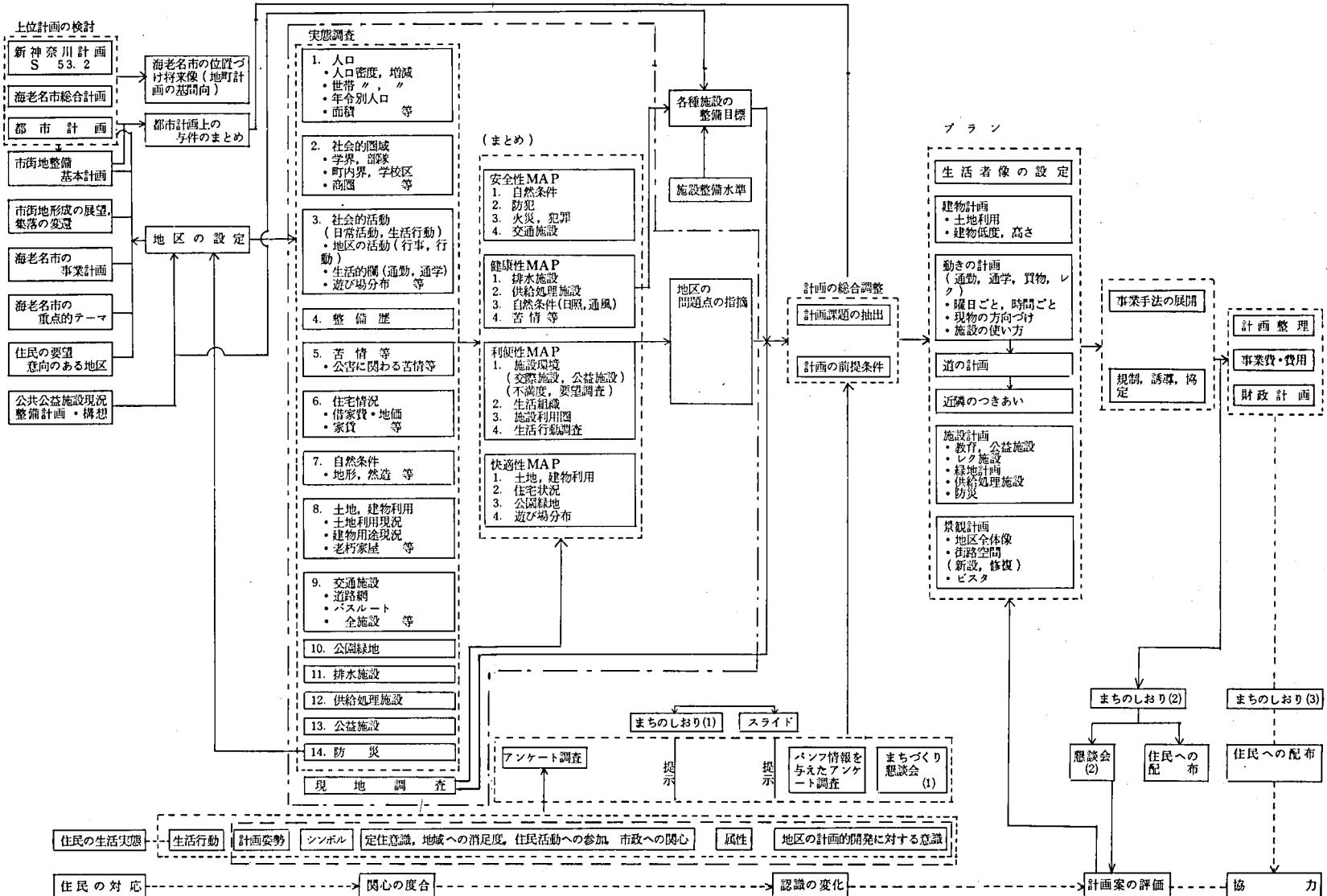
B ゲルマン型の市民参加によるまちづくり



C C-plan の市民参加のまちづくり



(図6) STEP1 上位計画(地区計画の方向づけ)
の検討 (地区的設定) STEP2 調査 STEP3 調査のまとめと計画の総合調整 STEP4 プラン STEP5 現実化に向けて





◀ 基調講演をする後藤前武藏野
市長
▼ 左 発言する横山教授
▼ 右 熱心に聞きいる会場参加者



編集後記

□ 「激動の時代」といわれた80年代の初年も、もう幾日かで終ろうとしている。不確定とか多様化とかいわれながら、史上初の衆参ダブル選挙で自民党が圧勝。確実に保守反動の波がおき、支持政党なしグループを含めて野党が多様化している。この中で「地方の時代」が語られ、着実に“地域が主戦場”という意識は定着した。

□ 「政党政治」が確実に衰弱してきている折から、「地域の問題を見直すための活動」にこ

の1年間は費やされた。「労働者の居住地組織づくり」「地域から、地域を、地域に学ぶ政策づくり」の2本柱が完成。前者は前号で、後者は今月から連載される。それぞれの報告書は9ポイント活字で100ページにおよぶ力作。乞うご期待。

□ 「来年のことを言うと鬼が笑う」という諺は現代にはあまりピンとこない。81年の3月までのスケジュールの骨子はもう決めてある。つまり月報の原稿に追われなくてもよいということ。しかし、読者にあきられないよう、毎号の表紙ウラの記事は変えたいもの。この編集後記を書いて、これから第13回理事会（12月20日）に出発します。

（上林）

1980年12月25日発行

自治研かながわ月報 第37号（1980年12月号）

発行所	神奈川県地方自治研究センター
発行人	広田武治
〒	231 横浜市中区本町1-7 東ビル 5F
振替口座	労働金庫本店 1365-100982
	横浜銀行市庁舎支店 317-844970

自治研かながわ月報第三七号一九八〇年(昭和五五年)一二月二五日発行(毎月二五日発行)定価一部一〇〇円
発行所／神奈川県地方自治研究センター 横浜市中区本町一ノ七 東ビル五階 ○四五(二〇一)一二一

发行人／広田武治
印刷所／有限会社

編集人／上林得郎
横浜プリント

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局または自治労県本部にあります。会費月400円の半年分または1年分をそえてお申しきみください。
3. 詳細は自治研センター事務局☎045(201)1211、または自治労県本部☎045(681)7821へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が毎月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120~150ページ定価350円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。